

公 安 委 員 会	「客にダンスをさせる営業に関する風営法の規制の見直しに当たって考えられる論点」に対する意見の募集について	平成26年7月24日 保 安 課
説明資料No. 1		

1 意見募集の趣旨

平成26年6月24日に閣議決定された規制改革実施計画に「ダンスに係る風営法規制の見直し」が盛り込まれ、客にダンスをさせる営業等に対する規制の在り方について検討を行い、結論を得ることとされたことなどを踏まえ、見直しに当たって論点として考えられる事項に対して、広く国民から意見を募集するもの。

2 期間

平成26年7月25日(金)から平成26年8月7日(木)までの14日間

3 見直しに当たって考えられる主な論点（別添資料参照）

(1) 3号営業について

風俗営業からの除外、営業時間の規制緩和等を含めて検討することとされており、主な論点として以下の事項が考えられる。

- 風俗営業から除外することは適當か。
- 風俗営業から除外する場合に、別途の法的規制を設けることは必要か。
- 深夜の営業を認めることは適當か。
- 深夜の営業を認める場合に、地域住民の良好な生活環境の保持、少年の健全育成や犯罪の防止等の観点から、どのような規制が必要か。
- 客にダンスをさせる営業以外の風俗営業の営業時間の在り方について、検討する必要があるのではないか。

(2) 4号営業について

風営法第2条から除外することについて検討することとされており、主な論点として以下の事項が考えられる。

- 風営法の規制の対象から除外することにより問題が生じないか。
- 風営法の規制の対象から除外した場合に、いかがわしい出会い系ダンスホール等の営業が出現したときは、どのような対応が考えられるか。

(3) 1号営業及び2号営業について

1号営業を2号営業に含めて規制することについて検討を行うこととされており、主な論点として以下の事項が考えられる。

- 1号営業を2号営業に含めて規制することについて、両者を分けて規制することとした経緯に照らして実務上問題が生じることはないか。

1 策定の経緯について

昨年4月、新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、同年6月、政府は同法に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を閣議決定。これを踏まえ、本年3月、政府の「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」が定められたため、本業務継続計画を策定。

2 業務継続計画の目的

新型インフルエンザ等発生時においても、限られた人員の中で治安維持機能を継続できるよう、必要な事項を定めるもの。

3 業務継続計画の概要

【第1章】「総則」

計画の目的、実施方針等、被害想定

【第2章】「実施体制」

未発生期、国外発生期、国内発生早期、国内感染期の体制

都道府県警察との連携、国家公安委員会の体制

【第3章】「発生時継続業務等」

業務継続の基本方針、強化・拡充業務、一般継続業務

縮小・中断業務、国家公安委員会の業務

【第4章】「業務継続のための執務体制の確立」

新型インフルエンザ等発生時の執務体制

人員計画、職員等の感染状況の把握

【第5章】「業務継続のための執務環境の整備」

物資等の確保、情報通信の確保、医療体制の確保

【第6章】「感染防止の徹底」

個人及び家庭での感染予防、職場における感染拡大防止策

発症者等への対応、来庁者への対応

【第7章】「業務継続計画の発動等」

業務継続計画の発動、状況に応じた対応、通常体制への復帰

【第8章】「業務継続計画の維持・管理等」

公表・周知、教育・訓練、点検・改善

【別表1】「業務の仕分け」

警察庁が行う一般継続業務及び縮小・中断業務

【別表2】「人員計画」

職員の40%が欠勤することを前提とした上で、発生時継続業務を実施するための必要な人員を所属内で配分。

1 頁

3 頁

4 頁

6 頁

11 頁

12 頁

14 頁

15 頁

公安委員会 説明資料No. 3	「子ども霞が関見学デー」の 実施について	平成26年7月24日 総務課
--------------------	-------------------------	-------------------

1 「子ども霞が関見学デー」の概要

子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会として、各府省庁等が業務説明や職場見学などを行い、あわせて親子のふれあいや各府省庁等の施策に対する理解を深めてもらうことを目的に実施しているもの。

※ 本行事は文部科学省が主管しており、当庁は平成11年度より参加している（昨年度は24府省庁等が参加）。

2 実施日時

平成26年8月6日(水)午後1時30分から午後4時頃までの間

3 タイトル

「けいさつの仕事を知ろう」

4 参加者

小学4～6年生20名、引率者20名

※ 昨年度は小学生23名、引率者17名

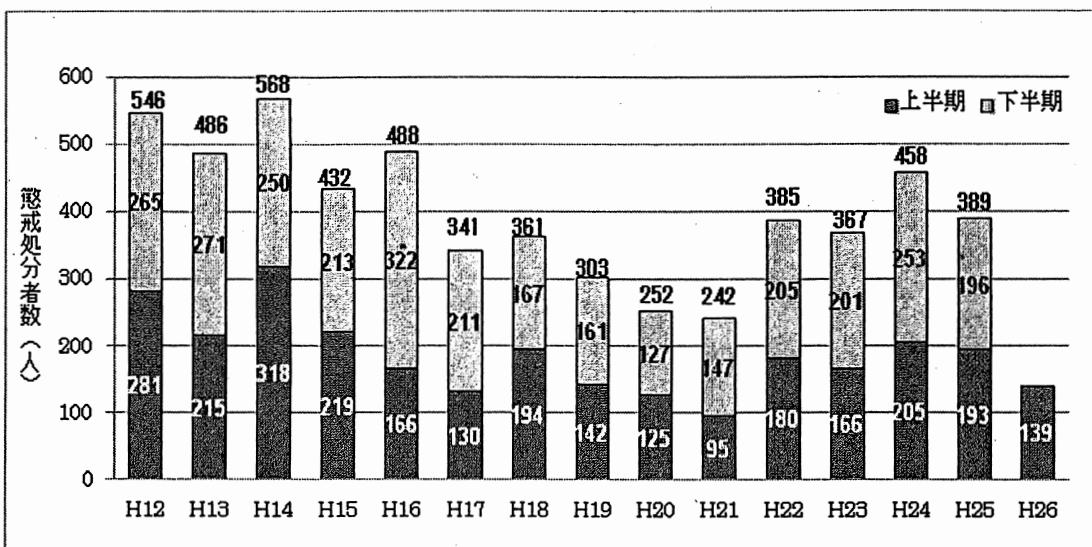
5 実施内容

時 間	項 目	内 容	場 所
13：30～13：45 (15分)	集合・受付		2階ロビー
14：00～14：30 (30分)	警察業務の紹介	埼玉県警警察官による警察業務、活動等を紹介	第4会議室
14：40～15：10 (30分)	大臣とのおはなし、記念撮影	大臣とのおはなし、大臣を囲んでの記念撮影 ※マスコット出迎え、記念撮影	大臣室
15：15～15：45 (30分)	警察マスコット キャラクターとの記念撮影	ピーくん(警視庁)、ポップくん(埼玉県警)と並んでの記念撮影	第4会議室
15：50～16:00 (10分)	警察広報ポスター展見学	全国都道府県警察のポスターを展示	合同庁舎2号館1階

公 安 委 員 会	警察庁長官に対する開示請求の決定について (行 政 機 関 情 報 公 開 法 関 係)	平成26年7月24日
説明資料No. 4		総務課

(略)

1 懲戒処分者数の推移



※H12の数値には、同年6月14日以降運用を停止した諭旨免職の人数が含まれている。

2 事由・処分別

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
職務放棄・懈怠等	0	1	3	2	6(-11)
被疑者事故等	0	0	6	1	7(+2)
情報管理・取扱不適切	0	1	0	0	1(+1)
職権濫用・収賄供応等	2	0	3	1	6(±0)
犯人隠避等	0	0	1	0	1(+1)
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等	0	2	6	3	11(-13)
物品管理不適切等	0	0	0	0	0(-3)
その他の勤務規律違反等	1	4	7	2	14(+2)
暴行・傷害等	0	2	4	2	8(-7)
窃盗・詐欺・横領等	7	4	13	1	25(-4)
交通事故・違反	5	7	1	7	20(+3)
異性関係	0	9	18	8	35(-26)
その他の法令違反等	2	0	0	3	5(+1)
監督責任	0	0	0	0	0(±0)
計	17 (+1)	30 (-21)	62 (-29)	30 (-5)	139(-54)

※()内は前年同期比を示す。以下同じ。

3 その他

- 処分を受けた139人中、業務上の非違事案による処分者は53人(-20人)、私行上は86人(-34人)。
- 平成26年上半期の逮捕者は35人(-10人)。

1 監察実施項目及び監察対象部署

警察庁本庁及び管区警察局は、「警察情報システム等における情報の取扱い状況」を全国統一実施項目として、47都道府県警察に対して監察を実施した。

2 監察実施結果

(1) 指導・教養実施状況

○ 本部及び警察署では、不正照会防止や個人情報の取扱いに関する指導・教養を推進しているほか、定期的な情報管理業務監査の実施により業務の適正を図っている。

(2) アクセス権の付与状況

○ 本部では、アクセス権の付与基準を周知し、業務を推進する上で必要な職員のみにアクセス権を付与している。

(3) 照会記録の確認状況

○ 本部及び警察署では、不正照会防止及びなりすまし防止のために必要な業務との認識の下、本人及びその上司による照会記録の確認を行っている。

※ 照会記録確認システムを導入した19県では、確認時間の短縮、記憶の新しいうちの確認などにより、より実効的かつ効率的な確認ができるようになったとの意見が認められた。また、スクリーニング検索や不審照会の強調表示などにより、効果的な幹部確認を行っている事例が認められた。

※ 照会記録確認システムを導入していない県では、記録紙による記録確認の業務負担や形骸化の懸念に関する意見が認められた。また、業務負担や実効性を考慮し、抽出による確認に止めていたり、本人による確認を行っていない県が一部に認められた。

(4) 情報流出対策の実施状況

○ 本部及び警察署では、個人情報出力資料、外部記録媒体及び公用パソコンの適正な管理を行っている。

※ 一部に、個人情報出力資料の管理について、関係簿冊が多い、資料廃棄は立ち会いが困難などの意見が認められた。

※ デジタルカメラを個人保管している事例が認められたことから、適正な保管を指導した。

公 安 委 員 会	平成27年度警察庁予算概算 要求重点項目（案）について	平成26年7月24日 会 計 課
説明資料No. 7		

1 平成27年度予算概算要求基準の見通し

(1) 一般要求枠

ア 義務的経費

前年度当初予算額に、特殊要因に必要な経費等を加減算した額

イ その他の経費

前年度当初予算額に90/100を乗じた額

(2) 要望枠

上記(1)イの額の3割の金額の範囲内

2 平成27年度警察庁予算概算要求重点項目（案）

第1 サイバー空間の脅威への対処

第2 客観証拠重視の捜査のための基盤整備

第3 組織犯罪対策の推進

第4 テロ対策と大規模災害対策の推進

第5 生活の安全を脅かす犯罪対策の推進

第6 安全かつ快適な交通の確保

第7 警察基盤の充実強化

1 人的基盤の充実強化

2 装備資機材・警察施設の整備充実

第8 東日本大震災からの復興の支援

3 今後の予定

8月20日（水） 庁議

8月21日（木） 国家公安委員会

8月29日（金） 概算要求書提出

公 安 委 員 会 説明資料No. 8	不正競争防止法違反事件被疑者の 検挙について	平成26年7月24日 生活経済対策管理官
------------------------	---------------------------	-------------------------

警視庁は、本年7月17日、不正競争防止法違反で被疑者1名を逮捕した。

1 被疑者

住所 東京都府中市

職業

氏名 () 39歳

2 事案の概要

被疑者は、通信教育等を業とするA社から同社のデータベースシステムへのアクセス権限を付与されていたが、不正の利益を得る目的でその営業秘密の管理に係る任務に背き、平成26年6月17日、東京都多摩市内に所在するB社(当該システムの運用保守等の業務をA社から委託されていた。)の事務所に設置されたコンピューターから、同社の当該システムにアクセスし、営業秘密として管理されていた同社の顧客情報を、当該コンピューターを経由して自己所有のスマートフォンに複製して領得したもの。

3 捜査の経緯

警視庁が、平成26年7月、A社から相談を受けたことから、所要の捜査を進め、今回の被疑者逮捕に至ったもの。

なお、同社は同月15日に警視庁に告訴状を提出している。

4 罪名及び罰条

不正競争防止法違反(営業秘密の領得)

同法第21条第1項第3号ロ

10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金(併科可)

1 裁判員裁判対象事件に係る試行

- 平成25年度中に裁判員裁判対象事件等として報告があった検挙件数は3,315件で、うち録音・録画を実施した事件は3,105件（8,693回）である。
 - 平成25年度中の対象事件に係る録音・録画の実施率は93.7%である。
- 【1-①】
- 平成25年10月から26年3月までの間における1事件当たりの平均の録音・録画時間は約308分（約5時間8分）である。【1-②】

実施期間	対象事件等検挙件数	録音・録画実施件数 (実施率)	録音・録画実施回数 (1事件あたりの回数)	録音・録画時間 (1事件あたりの時間)
21年4月～22年3月	4,025	358 (8.9%)	358 (1.0回)	14.4分
22年4月～23年3月	3,880	359 (9.3%)	359 (1.0回)	15.5分
23年4月～24年3月	3,403	1,118 (32.9%)	1,125 (1.0回)	16.7分
24年4月～24年9月	1,852	1,241 (67.0%)	1,689 (1.4回)	30.5分
24年10月～25年3月	1,563	1,396 (89.3%)	2,483 (1.8回)	55.9分
25年4月～25年9月	1,769	1,631 (92.2%)	3,214 (2.0回)	77.8分
25年10月～26年3月	1,546	1,474 (95.3%)	5,479 (3.7回)	308.2分

2 知的障害を有する被疑者に係る試行

- 平成25年度中に知的障害を有する被疑者に係る事件として報告があった検挙件数は1,174件で、うち録音・録画を実施した事件1,151件（2,622回）である。
 - 平成25年度中の対象事件に係る録音・録画の実施率は98.0%である。
- 【2-①】
- 平成25年10月から26年3月までの間における1事件あたりの録音・録画時間は約162分（約2時間42分）である。【2-②】

実施期間	対象事件検挙件数	録音・録画実施件数 (実施率)	録音・録画実施回数 (1事件あたりの回数)	録音・録画時間 (1事件あたりの時間)
24年5月～24年9月	463	417 (90.1%)	688 (1.6回)	44.3分
24年10月～25年3月	475	455 (95.8%)	937 (2.1回)	66.6分
25年4月～25年9月	616	598 (97.1%)	1,188 (2.0回)	101.3分
25年10月～26年3月	558	553 (99.1%)	1,434 (2.6回)	162.4分

（※別添省略）

公 安 委 員 会	危険 ドラッグの乱用根絶のための 政府 の 緊 急 対 策 に つ い て	平成26年7月24日
説明資料No.10		薬物銃器対策課

1 緊急対策の策定等

(1) 緊急対策の概要

7月18日に開催された薬物乱用対策推進会議において、危険ドラッグの乱用の根絶を図るため、総理の指示（7月8日）等を踏まえ、

- 実態把握の徹底とその危険性についての啓発強化
- 指定薬物の迅速な指定と犯罪の取締りの徹底
- 規制のあり方の見直し

を柱とする緊急対策を策定。

(2) 警察の取組

警察では、

- 関係機関と連携した集中的な取締りにより、乱用者に対する取締り及び販売店舗等に対する突き上げ捜査の徹底
- 関係機関と連携した一斉合同立ち入り検査等による販売店舗の実態把握、指導警告の実施

等を引き続き推進。

2 いわゆる「脱法 ドラッグ」に代わる新呼称の決定

(1) 新呼称

危険 ドラッグ

(2) 選定理由

規制の有無を問わず、使用することが危ない物質であると明確に示す呼称として選定。

(3) 各県警察への周知

「危険 ドラッグ」の多くが実際には違法薬物であり、危険性の高い薬物であるという認識を国民の間に根付かせるため、今後、広報その他の警察活動に際して使用する呼称を「危険 ドラッグ」の呼称で統一することを指示。

公安委員会	女子児童被害に係る監禁事件の 検挙について	平成26年7月24日 捜査第一課
岡山県警察は、本年7月14日（月）、倉敷市における女子児童の行方不明事案を認知し、公開手配をするとともに、所要の捜査を推進した結果、同月19日（土）、岡山市北区において被害者を発見、保護するとともに、被疑者を監禁罪で現行犯逮捕した。		
1 被疑者		
住居 岡山市北区 () 49歳		
2 被害者		
住居 倉敷市内 小学生 A 女 11歳		
3 逮捕事実の概要		
被疑者は、本年7月19日午後10時21分頃、岡山市北区内の自宅において、被害者の行動を監視するなどして、脱出することを不能にし、同女を不法に監禁したもの。		
4 捜査の経緯		
(1) 本年7月14日、岡山県警察が被害者の行方不明事案を認知、翌15日に公開手配を行い、約200名体制で捜査・搜索を実施。		
(2) 被害者関係者、学校関係者、地域住民への聞き込み等、所要の捜査を推進した結果、被疑者が浮上。		
(3) 同月19日、被疑者宅の搜索等を実施したところ、被害者を被疑者宅内で発見、保護するとともに、被疑者を監禁罪で現行犯逮捕。		

公安委員会 説明資料No. 12	「第49回交通安全子供自転車 全国大会」の開催について	平成26年7月24日 交通企画課
---------------------	--------------------------------	---------------------

1 趣旨

自転車競技を通じて、自転車の安全走行に関する知識と技能を身につけさせるとともに、交通安全についての興味と関心を高めさせ、さらにはその習慣化を図ることにより、交通事故防止の目的を達成しようとするもの

2 主催

警察庁、一般財団法人全日本交通安全協会

3 概要

(1) 開催日時、場所

平成26年8月6日（水） 東京ビッグサイト

(2) 参加選手

全都道府県の予選大会で優勝した47チーム188名

(3) 競技内容

学科テスト及び実技テスト

(4) 表彰

団体・個人優勝者に警察庁長官及び全日本交通安全協会会长連名賞
(団体・個人入賞者には全日本交通安全協会会长賞)

(5) その他

開会式に国家公安委員会委員長が出席予定

(挨拶及び競技スタート合図)

4 参考

(1) 小学生の自転車乗車中の死傷者数の推移（過去10年）

区分/年	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
死者数	29	24	25	16	11	26	5	11	6	9
負傷者数	17,502	16,765	14,928	14,300	13,492	12,579	10,511	10,347	9,015	8,275

(2) 小学生に対する自転車交通安全教育の実施状況

小学生の自転車乗車中の事故を防止するため、各都道府県警察は教育委員会等関係機関・団体と連携し、児童及び保護者を対象とした交通安全教室、校庭にコースを設定した実技指導、自転車シミュレータ等を活用した参加・体験型の安全教育等、創意工夫を凝らした安全教育を実施（平成25年中、2万1,637回、延べ人数218万6,653人）